

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年4月 10 日

中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所長 和田 尚久

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本委託業務（以下：本業務）は、伊勢湾再生行動計画に基づく環境改善施策が水質・生態系に及ぼす効果を定量的に予測・評価することを目的に伊勢湾海域環境予測システムの解析手法の改良検討、漂流ゴミの回収効率化を目的に潮目・流況予測システムの精度検証等を行うものであり、3.(2)の能力・知見(技術)を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な能力・知見(技術)を有している法人等(以下「特定法人等」という。)との契約手続に移行する。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 令和7年度 伊勢湾海域環境予測手法高度化研究委託

(2) 業務目的

本業務は、伊勢湾再生行動計画に基づく環境改善施策が水質・生態系に及ぼす効果を定量的に予測・評価することを目的に伊勢湾海域環境予測システムの解析手法の改良検討、漂流ゴミの回収効率化を目的に潮目・流況予測システムの精度検証等を行う。

(3) 業務内容(詳細は業務説明書のとおり)

- ① 伊勢湾海域環境予測システムの解析手法の改良検討
- ② 伊勢湾海域環境予測システムの試験運用及び課題の整理
- ③ 潮目・流況予測システムの予測結果の検証
- ④ 潮目・流況予測システムの試験運用及び課題の整理

(4) 履行期間 契約締結日から令和8年3月 31 日

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(手続開始の決定を

受けている者を除く。)

- ③ 中部地方整備局長から、指名停止等の措置要領(昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省中部地方整備局が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 能力・知見(技術)に関する要件
- 本業務を履行するためには、伊勢湾に特化した水質・底質等の環境特性や貧酸素水塊などの環境阻害要因の発生・消滅メカニズムを十分に熟知しているとともに、以下の能力・知見(技術)を有している必要がある。
- ① 内湾水質複合生態系モデルによる解析プログラムに関する高度な知見
 - ② 上記モデルを活用した海域環境予測に関する高度な知見
- (3) 業務実施体制に関する要件
- 業務の実施体制及び分担業務の内容について妥当性が確保されていること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒457-0833 愛知県名古屋市南区東又兵ヱ町一丁目57-3

中部地方整備局 名古屋港湾空港技術調査事務所 総務課 総務係

電話 052-612-9981

(2) 業務説明書の交付期間及び場所

期間:令和7年4月 10 日(木)から令和7年5月7日(水)までの9時30分から18時00分(最終日は16時00分)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

場所:(1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

期限:令和7年4月 21 日(月) 16時00分

場所:(1)に同じ

方法:持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)又は託送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4.(1)に同じ。
- (3) 応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出期限:令和7年5月 26 日(月)16時00分を予定する。
- (4) 特定された者に対しては、特定された旨を書面で通知する。
特定通知日:令和7年6月 10 日(火)を予定する。
- (5) 中部地方整備局(港湾空港関係)における令和7・8年度一般競争入札参加資格業者のうち「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていない者も参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の

提出者として選定され、技術提案書を提出し、特定されるためには、技術提案書の特定通知日において当該資格の決定を受けていなければならない。

- (6) 詳細は業務説明書による。